

備二第 72 号  
総第 30 号  
務第 48 号  
生総第 38 号  
刑総第 32 号  
交企第 57 号  
備一第 67 号  
平成 25 年 1 月 18 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（通達）

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における都道府県警察相互間の援助については、これまで、「岐阜県警察広域緊急援助隊運用要綱」（平成 18 年 5 月 11 日付け備二第 391 号ほか。以下「旧要綱」という。）により対応してきたところであるが、東日本大震災における反省・教訓を踏まえ災害に係る危機管理体制を見直し、この度、大規模災害の発生時における広域的な部隊派遣態勢を拡充することとした。

については、別添のとおり「岐阜県警察災害派遣隊設置要綱」を制定し、大規模災害の発生時に被災地等において活動する警察災害派遣隊を設置することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、旧要綱は廃止する。

別添

## 岐阜県警察災害派遣隊設置要綱

### 1 概要

- (1) 国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、岐阜県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）を設置する。
- (2) 災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により構成する。

### 2 任務

災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体見分及び身元確認の支援
- (5) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 治安の維持
- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

### 3 編成

#### (1) 即応部隊

##### ア 部隊及び活動

即応部隊は、次の(ア)から(オ)までに掲げる部隊をもって編成し、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる活動を行う。

- (ア) 広域緊急援助隊（警備部隊）  
被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助
- (イ) 広域緊急援助隊（交通部隊）  
交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導  
その他の被災地等における交通警察活動
- (ウ) 広域緊急援助隊（刑事部隊）

検視及び死体見分並びに遺族対策

(I) 広域警察航空隊

警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、  
救援物資の搬送等

(オ) 緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者の搜索、避難所、遺体安置所等の警  
戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県  
警察の長が特に指示する活動

イ 隊員

警察本部長(以下「本部長」という。)は、所属する職員をもってア (ア)  
から(オ)までに掲げる部隊を編成する。

(2) 一般部隊

ア 部隊及び活動

一般部隊は、次の(ア)から(カ)までに掲げる部隊をもって編成し、それ  
ぞれ(ア)から(カ)までに掲げる活動を行う。

(ア) 特別警備部隊

行方不明者の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災  
地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県警察の長が特に指示  
する活動

(イ) 特別生活安全部隊

相談活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理

(ウ) 特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒・警ら、活動現場における広報等

(エ) 特別機動捜査部隊

事件発生時における初動捜査等捜査車両を用いた捜査活動

(オ) 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情  
報及び資料の収集

(カ) 特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活  
動

イ 隊員

本部長は、所属する職員をもってア(ア)から(カ)までに掲げる部隊を編  
成する。

4 運用

(1) 指揮

災害派遣隊の隊員は、派遣先の都道府県警察の長の指揮下に入り活動を行う。

(2) 即応部隊の自活

即応部隊を構成する部隊は、原則として、派遣先警察等から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく、自らが用意した食料、飲料水等により自活して活動する。

附 則（平成 25 年 1 月 18 日付け備二第 72 号ほか）

この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。